

令和3年度

国民年金基金連合会業務報告書

I 国民年金基金に関する事業状況

1 基金数及び現存加入員数

連合会の会員である国民年金基金（以下「基金」という。）数及び当該基金に加入している加入員数は以下のとおりである。

（令和4年3月31日現在）

基金数	4 基金 （全国基金 独立職能型3基金）	
	現存加入員数	男
	女	129,532 人
	計	342,886 人

（注）累積加入員約 180 万人、令和3年度新規加入員約 3.1 万人

2 中途脱退者に対する年金給付等の事業の推進

中途脱退者（基金の加入員資格を60歳になる前に喪失した者。ただし、15年以上基金に加入していた者を除く。以下同じ。）について、年金給付等を確実にを行うため、次の取組を行った。

(1) 待期者に関する業務の管理

待期者（受給年齢前の中途脱退者。以下同じ。）に対する次の業務を適切に行った。

- ① 待期者に対し、定期的（3年ごと）に納付実績、受取予定年金額等の情報を提供するとともに、住所等の変更があった場合の手续を促した。

* 加入状況のお知らせ送付件数 12.5 万件

- ② 待期者のうち転居等により住所不明となっている者に対し、日本年金機構又は住民基本台帳ネットワークから住所情報の提供を受け住所変更の届出勧奨を行った。

* 住所変更届送付件数 0.5 万件

- ③ 待期者のうち日本年金機構又は住民基本台帳ネットワークからの死亡情報の提供により死亡が判明した者の遺族に対し、遺族一時金の請求勧奨を行った。

* 遺族一時金案内送付件数 0.1 万件

(2) 中途脱退者等に対する年金等の支給

中途脱退者等に対し、正確かつ迅速に年金及び遺族一時金の決定及び支給を行った。

（令和4年3月31日現在）

		合 計		
			待期者数	年金受給者数
中途脱退者数	男	282,104 人	211,316 人 (210,610 人)	70,788 人 (71,494 人)
	女	259,043 人	178,108 人 (177,551 人)	80,935 人 (81,492 人)
	計	541,147 人	389,424 人 (388,161 人)	151,723 人 (152,986 人)

（注）カッコ内の人数は、付加年金相当部分を繰上げ受給している者を受給者とみなした場合の人数である。

* 裁定：年金 11,405 件、遺族一時金 1,819 件

給付費：年金 287 億 1,707 万円、遺族一時金 21 億 7,034 万円

(3) 年金未請求者に対する取組

年金未請求者（受給年齢に達した中途脱退者であって年金請求を行っていない者。以下同じ。）に対し、年金支給を確実にを行うため、次の取組を行った。

- ① 年金の受給権が発生する月の前月に、年金請求案内を行った。

* 年金請求案内送付件数 1.2 万件

② 受給年齢到達後の年金請求が遅れている者に対し、再案内を年3回（3月後、6月後及び1年後）、それ以降は毎年1回、定期的に行った。

*年金請求案内送付件数 0.7万件

③ 再案内を行った後も年金請求のない者に対し、文書による勧奨を行うとともに、電話番号が確認できる未請求者について電話による勧奨を行った。また、訪問による勧奨の実施について検討した。

④ ホームページ、通知文書等において、住所等の変更や年金請求の手続を呼びかけた。

⑤ データベースの作成により年金未請求者の状況把握及び管理を行い、よりの確かつ効率的な事務処理を行った。

3 国民年金基金制度に関する企画及び基金との連携

(1) 国民年金基金制度に係る企画

国民年金基金制度に係る諸課題について、基金の意見も聴きながら検討を行い、随時、厚生労働省と意見交換等を行った。

また、国民年金法等の改正を踏まえ、老齢基礎年金の繰上げ受給権者に支給する連合会年金の繰上げ減額率の変更等の規約変更を行った。

(2) 基金との連携及び支援

① 加入勧奨について基金と連携して取り組み、新規加入員(再加入を含む)3万3千人、増口を含め4万ポイントの目標を達成した。

② 共同ダイレクトメール（以下「共同DM」という。）、ホームページ等

幅広く国民年金基金制度の周知を図るため、厚生労働省と連名で共同DMの送付を6月（一部7月）、9月、令和4年1月（一部令和3年12月）に行った。

*共同DM 年3回 計540万通送付

また、連合会のホームページにおいて、国民年金基金制度等に関する情報提供を行った。

③ 基金広報事業への支援

基金のパンフレット作成、新聞TV広報等の広報事業について、基金への支援を実施した。

④ 国民年金基金の広場

関係機関（職能の母体団体、金融機関、保険会社、年金事務所、地方公共団体等）と国民年金基金制度の周知及び加入推進において円滑な連携を図れるよう、基金等の協力を得ながら、「国民年金基金の広場」を発行した。

*国民年金基金の広場 年4回 計6.2万部発行

なお、「国民年金基金の広場」は、近年の広報媒体の多様化や各基金の広報活動の状況等を踏まえ、令和3年度限りで終了することとした。

⑤ 月報等を通じた情報提供の充実

基金における加入推進に関する管理・分析を行うことができるよう、加入推進に係る月報、年報等を作成し、適時、基金に情報提供を実施した。

⑥ 新たに作成した広報・情報提供手段の一層の活用等

「個人型確定拠出年金(iDeCo)と国民年金基金の両制度が併記されたパンフレット」を希望する金融機関等に引き続き配布して、さらに多くの場で国民年金基金の広報・情報提供を行った。

また、「kokky(コッキー)」のロゴ及びキャラクターを基金の広報活動での利用に供するとともに、連合会ホームページに掲載して周知、普及を図った。

⑦ 会議体を通じた基金との連携

国民年金基金運営協議会及び国民年金基金実務レベル会議を定期的に行い、加入状況や加入推進活動等に関する情報共有や意見交

換を行い、基金と連合会の連携を強化した。

(3) 加入勸奨管理システムの改善

全国国民年金基金における開発内容の検討に対して支援を行った。

4 基金と共同して行う事務処理（共同事務処理事業）の推進

各基金の事務処理体制について、国民年金基金運営協議会での議論も踏まえつつ、以下の取組を実施した。

(1) 連合会に設置されたホストコンピュータと基金の端末装置をオンライン通信回線で結び事務処理を行う等、連合会と基金が共同で事務処理事業を行うことにより、基金の事務処理を効率的に行い、経費の軽減を図った。

(2) 制度改正及び事務処理の効率化、迅速化への適切な対応を図るため、国民年金基金システムについて、年金法改正による老齢基礎年金の繰上げ減額率の変更等に対応するためのオンライン画面の入力項目の追加、税制改正に伴う源泉徴収票の表示項目の変更等の所要の改善を行った。

(3) 年金振込に関する事務処理について、連合会が各基金の年金振込データを一括して各基金名で金融機関へ提出した。

(4) 基金現加入者、待期者及び年金未請求者に対し、それぞれに対応した定期的な情報提供を行った。

(5) 共同事務処理事業等については、各基金の円滑な事業実施に資するよう、各基金への支援・指導、情報提供を適時適切に実施した。

(6) 国民年金基金システムの開発及び運用について、要件定義や運用手順書等の点検、サンプル調査の実施、進捗管理の徹底等、システム事故、システム障害及び開発遅延の発生防止に取り組んだ。

(7) 政府が進める「デジタル改革」における措置事項（マイナンバーを活用した関係機関との情報連携、控除証明書等の電子交付、国民年

金基金手続きのオンライン化）に対応するため、業務・システム面の整備に向けた検討を実施した。

5 資産運用に関する事業の推進

(1) 資産運用に関する事業の実施

中途脱退者に関する事業、給付確保事業、共同運用事業等に係る積立金について、「積立金運用の基本方針」に基づき、国内外の債券や株式に幅広く分散して運用を行った。

※令和3年度運用実績

	運用利回り	積立金額
中途脱退事業口	6.79%	8,895 億円
給付確保事業口	6.79%	19,257 億円
共同運用事業口	6.79%	19,513 億円
連合会全体	6.79%	48,141 億円

* 連合会全体は、基金の財政安定を図るためのその他の事業口（積立金額 478 億円）を含む。また、端数処理のため金額の合計は一致しない。

* 積立金額は、令和4年3月31日現在。

(2) 資産運用ガバナンス及びリスク管理の強化

① ガバナンスの効く会議・委員会運営

資産運用委員会において専門家から積立金の運用に関する重要事項について意見を聞き、助言を受けた。また、「オルタナティブ投資の実施方針」及び「基本ポートフォリオの検証と実践ポートフォリオの改善と検証」について諮問し、答申を得た。（令和3年6月2日、同10月5日、同12月24日、令和4年2月7日の4回開催）

② 説明力向上を目的とした年次報告書の内容の充実化

理事会・評議員会及び一般向けに新たなフォーマットの年次報告書を作成して開示を行った。

③ 各基金へのディスクロージャーを含むサポートの継続

会員専用ホームページを通じたレポートによる情報提供を行うとともに、基金向けディスクロージャー資料の改善、各基金からの要請による代議員会等への参加など、資産運用に関する情報提供及びサポートを継続した。

④ リスク管理の高度化

長期運用、分散投資の考え方に則り、時価資産構成割合と基本ポートフォリオの乖離状況等を確認し、許容乖離幅を逸脱しないよう資産全体のリスク管理を行った。また、リスク管理指針に則ったリスク管理を実施し、月次で開催する運用企画会議でリスク管理状況について報告を行った。

⑤ ロシアによるウクライナ侵攻への対応

運用受託機関、資産管理銀行等へのヒアリングを行い、保有ポジション及びその投資方針を確認するとともに、各基金に対して適切に情報提供を行った。

※資産構成割合 (令和4年3月31日現在)

	グローバル債券	グローバル株式
時価ベース	48.9%	51.1%
基本ポートフォリオ	52%	48%

※以下のタイミングにおいて、グローバル株式とグローバル債券間のリバランスを実施した。リバランスについて、基本ポートフォリオは過去の様々な経済危機の状況を踏まえて策定しており、想定範囲内であれば、原則通り実施するというので、基本方針及び実施細則

にルールを定めている。令和3年6月にグローバル株式からグローバル債券へ、令和4年1月にグローバル株式からグローバル債券へのリバランスを実施した。

判定日（許容乖離幅に抵触した日）	リバランスを開始した日	概要
令和3年6月15日	令和3年6月18日	グローバル株式 →グローバル債券
令和4年1月5日	令和4年1月11日	グローバル株式 →グローバル債券

(参考) 実践ポートフォリオの資産構成割合 (令和4年3月31日現在)

	国内債券	外国債券 (円ヘッジ)	外国債券	国内株式	世界株式	その他	短期資産
時価ベース	13.1%	23.6%	7.9%	12.2%	38.9%	4.0%	0.4%
実践ポートフォリオ	17%	26%	9%	12%	36%	-	-

(3) 運用収益の向上への取組み

① 実践ポートフォリオの改善の検討

実践ポートフォリオ策定方法の見直しなどを検討し、令和4年度からの実践ポートフォリオに反映させることとした。

② 次期基本ポートフォリオの構築に向けた検討

現行ポートフォリオの策定及び運営について、策定時からの環境変化等を踏まえて、改善が必要とされる事項について、対応策を検討した。

③ オルタナティブ投資計画の策定

過去の検討結果とその後の環境変化を踏まえて、オルタナティブ投資の在り方を検討し、その在り方に基づき、オルタナティブ投資の実施方針（積立金運用に関する実施細則に規定）を策定した。

④ 給付対応オペレーション改善の検討

コロナ下における給付対応オペレーションの緊急時対応を確認した。キャッシュ管理のあり方については、次期基本ポートフォリオの検討にあわせて対応することとした。

⑤ 最小分散指数を活用したアロケーション調整の導入と運営

景気局面判断のシグナルに基づき、既に採用している世界株式最小分散指数パッシブ運用のウェイトを調整し、超過収益を獲得した。

⑥ 低金利環境下における債券運用の在り方等についての検討

金利リスクとクレジットリスクのバランス、マイナス金利への対応、インデックスによる運用効率改善等について検討を行い、その結果を資産運用委員会へ報告した。

⑦ スチュワードシップ活動等の推進

「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、スチュワードシップ活動を推進した。

(4) その他

連合会が原告となっている「オランダ株式配当に係る源泉税の還付請求訴訟」について、オランダ税務当局と一定の条件の下で和解に合意し、還付金を受領した。

6 年金財政に係る数理業務の遂行

年金財政に係る以下の数理業務を実施した。

(1) 決算及び予算

連合会及び基金の年金財政について、以下の業務を行った。

① 令和2年度における年金経理の決算書を作成した。

*令和3年8月、連合会及び4基金

② 令和4年度における年金経理の予算書を作成した。

*令和4年1月、連合会及び4基金

(2) 令和2年度版統計資料の作成

加入員数、平均掛金額、受給者数及び平均年金額等といった国民年金基金全体の概要を取りまとめ、ホームページ上で公表した。

*令和3年9月

また、国民年金基金制度全体の年金財政状況の推移を取りまとめ、ホームページ上で公表した。

*令和3年9月

(3) 制度改正等への対応に必要な各種資料作成等

(4) 年金財政に係る所要のシステムの開発、改修

II 個人型確定拠出年金に関する事業状況

1 iDeCoの実施機関としての事業の実施

個人型確定拠出年金(iDeCo)の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の拠出限度額管理・収納等の事務を的確に実施した。

特に、①オンライン化・システム化の更なる推進、②年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進、③事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施、④iDeCoに関する啓発・広報及び更なる加入推進に取り組んだ。

※ 加入者等の状況 (令和4年3月31日現在)

加 入 者	2,387,772 人
①第1号加入者	269,866 人
②第2号加入者	2,015,130 人
(うち企業年金なし)	(1,213,769 人)
(うち企業年金あり)	(284,567 人)
(うち共済組合員)	(516,794 人)
③第3号加入者	102,776 人
④3年度新規加入者	526,311 人
⑤3年度加入者資格喪失者	77,583 人
⑥3年度加入者増加	448,728 人
運 用 指 図 者	789,096 人
①3年度新規運用指図者	172,074 人
②3年度運用指図者資格喪失者	86,464 人
③3年度運用指図者増加	85,610 人
登 録 事 業 所	646,237 事務所

2 オンライン化・システム化の更なる推進

iDeCoにおけるオンライン化・システム化の更なる推進に取り組んだ。

(1) 加入手続等のオンライン化の実施

加入申出書・移換申出書のオンライン提出については、令和4年3月末時点で20運営管理機関が利用しており、利用は拡大している。控除証明書再発行申請等の届出書については、令和3年10月からオンライン化を実施した。また、第2号加入者の届出についても、オンライン化の検討を推進し令和4年度からの実施を予定している。

(2) 年金制度改正法等の実施に向けたシステム開発等の推進

令和2年5月の年金制度改正法の成立や同年12月の税制改正大綱の決定を受け、iDeCoの加入可能年齢の引上げや、企業型確定拠出年金(企業型DC)とiDeCoの同時加入の要件緩和、DB(確定給付型)の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo 拠出限度額引上げ等の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進した。

3 年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進

年金制度改正法等による制度改正事項の実施に向けた事務構築・システム開発を推進するとともに、手数料水準に係る検討に取り組んだ。

(1) 年金制度改正法等の実施に向けた事務構築・システム開発等の推進

令和2年5月の年金制度改正法の成立や同年12月の税制改正大綱の決定を受け、以下の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進するとともに、手数料水準の検証・改定等に係る検討にも取り組んだ。

- ① iDeCoの加入可能年齢の引上げ
- ② 企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和
- ③ DB(確定給付型)の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo 拠出

限度額引上げ

- ④ iDeCo の受給開始時期の拡大
 - ⑤ 終了した確定給付企業年金(DB)からのポータビリティの確保
 - ⑥ 帰国する外国人に対する脱退一時金の支給
 - ⑦ 事業主証明や第 2 号加入者の届出の廃止を含めた効率化
- ※ ④は令和 4 年 4 月、①、⑤及び⑥は同年 5 月、②は同年 10 月から実施。⑦のうちオンライン化による効率化は令和 4 年度に実施。③の実施時期及び⑦の廃止時期は令和 6 年 12 月。

(2) 手数料水準に係る検討の推進

手数料水準の検証・改定等について、令和 2 年 5 月成立の年金制度改革法等の実施のためのシステム開発経費等、デジタル改革の推進等新たな要因も加味して、引き続き検討を推進することとした。

4 事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施

事務処理センター、コールセンター等の事務体制の強化・基盤整備に取り組むとともに、iDeCo プラスや第2号加入者の届出に係る事務、自動移換者対策等を着実に実施した。

(1) 事務処理センターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、体制整備や、モニタリング、連絡調整等を実施するとともに、各種手続等のオンライン化に取り組んだ。

また、事務処理センターと運営管理機関等コールセンターの業務を統合することにより、業務の効率化を図った。

(2) コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、控除証明書発送後を含めた業務増への体制整備を行うとともに、モニタリング、連絡調整等の取組を推進した。

また、加入者等コールセンターと運営管理機関等コールセンターに分離

し、業務の重点化等を行うことにより、効率化を図った。

(3) 運営管理機関等との連携推進

加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管理等の事務を担う運営管理機関等に対し、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携の下で事務の円滑な実施を推進した。

また、iDeCo の加入可能年齢の引上げ等の制度改革事項の実施に向けた事務構築・システム開発においても、運営管理機関等の意見も踏まえつつ帳票の改正を実施するなど、適切に連携した。

※ 運営管理機関等の状況 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

運用関連運営管理機関	157 機関
記録関連運営管理機関	4 機関
事務委託先金融機関	5 機関
特定運営管理機関	1 機関

(4) iDeCo プラスに係る事務の実施

iDeCo プラスに係る事務について、実施事業主数や加入者が増加していることから、事務処理の一部を事務処理センターに委託することにより、業務の効率化を図った。

※ iDeCo プラス実施事業所数

4,254(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(5) 第 2 号加入者の届出に係る事務の実施

第 2 号加入者の届出について、事業主回答のオンライン化により、令和 4 年度からの連合会での一元実施を図るためにシステム開発を実施した。また、令和 3 年度において、記録関連運営管理機関(RK)等と連携して本事務を着実に実施した。

(6) 自動移換者対策の実施

企業型 DC の普及に伴い増加する自動移換者に対応し、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用するとともに、自動移換時及び年1回の手続勸奨通知を行う等により、自動移換者対策を着実に実施した。

※ 自動移換者等の状況 (令和4年3月31日現在)

自動移換者(管理資産額)	1,083,116 人 (※) (2,587 億 5,200 万円)
①3年度新規自動移換者(資産額)	135,899 人 (506 億 9,100 万円)
②3年度企業型・個人型移換戻し件数(資産額)	45,480 人 (294 億 5,500 万円)
③3年度死亡一時金件数(金額)	596 件 (8 億 1,100 万円)
④3年度脱退一時金件数(金額)	1,340 件 (2 億 2,800 万円)
⑤3年度 70 歳裁定件数(金額)	690 件 (1 億 6,700 万円)
⑥3年度自動移換者増加(資産額)	87,793 人 (192 億 4,300 万円)

※うち資産額0円の者(加入記録のみ管理) 475,444 人(43.9%)

5 iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進

更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進した。

(1) iDeCo 公式サイトの充実

iDeCo 公式サイトについて、若い世代等に向けた動画コンテンツを新たに制作するとともに iDeCo の加入年齢の引き上げ等の制度改正事項を反映したマンガ、アニメ等のコンテンツ改修を行った。また、2022 年の制度改正の概要ページを作成するなど iDeCo 公式サイトの充実を図った。

(2) 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動

iDeCo の実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携し

て iDeCo の普及に取り組むという、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方の金融機関と共催でのオンラインセミナーを 5 回実施した。また、連合会単独でのオンラインセミナーも 1 回開催した。

(3) 企業年金連合会と連携した投資教育の推進

企業年金連合会と連携し、継続投資教育のための特設サイトを作成し、令和3年12月に公開するとともに、iDeCo ライブセミナーを実施するなど投資教育を推進した。また、当該サイトの認知度の向上を図るため、Web による広報を実施した。

(4) iDeCo の認知度・理解度向上のための更なる取組

iDeCo 公式パンフレットや iDeCo プラスのパンフレット等の改訂版の運営管理機関への提供や、加入希望者専用コールセンター(iDeCo ダイアル)の運営、国民年金基金の啓発・広報と連携した取組等を実施した。

Ⅲ 連合会の運営管理に関する事業

1 組織の運営管理

(1) 理事会、評議員会、個人型年金規約策定委員会及び各種委員会等の開催

(令和4年3月31日現在)

区分	定数	現員	摘要
	人	人	
評議員	12	12	(理事長を含む。)
理事長	1	1	
理事	8	8	
監事	2	2	

① 理事会の開催

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R3.4.14 (第105回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 国民年金基金連合会理事長の選出	8	0	8	0
	(2) 国民年金基金連合会常務理事の指名	8	0	8	0
	(3) 国民年金基金連合会運用執行理事の指名	8	0	8	0
R3.7.27 (第106回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 令和2年度国民年金基金連合会業務報告書	8	0	8	0
	(2) 令和2年度国民年金基金連合会決算	8	0	8	0
	(3) 国民年金基金連合会個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程	8	0	8	0
	(4) 国民年金基金連合会謝金規程	8	0	8	0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(5) 国民年金基金連合会評議員会の招集日及び評議員会の議に付すべき事項	8	0	8	0
	(6) 個人型年金規約策定委員会の招集日及び規約策定委員会の議に付すべき事項	8	0	8	0
	報告事項				
	(1) リスク管理推進計画				
	(2) 国民年金基金事業概況				
	(3) 個人型確定拠出年金事業概況				
	(4) 令和3年度国民年金基金連合会事業計画の変更について				
	(5) 運用管理規程の一部を変更する規程				
	(6) オルタナティブ投資の実施方針の制定について				
	(7) 令和2年度資産運用結果				
	(8) 訴訟の対応状況について				
R3.12.1 (第107回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 個人型年金規約の一部を変更する規約	8	0	8	0
	(2) 個人型年金規約策定委員会の招集日及び規約策定委員会の議に付すべき事項	8	0	8	0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R4.2.28 (第108回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 令和4年度国民年金基金連合会事業計画	8	0	8	0
	(2) 令和4年度国民年金基金連合会予算	8	0	8	0
	(3) 国民年金基金連合会規約の一部を変更する規約	8	0	8	0
	(4) 個人型年金規約の一部を変更する規約	8	0	8	0
	(5) 国民年金基金連合会個人情報保護に関する規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(6) 国民年金基金連合会特定個人情報取扱規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(7) 国民年金基金連合会組織規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(8) 文書取扱規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(9) 基本ポートフォリオの検証と実践ポートフォリオの改善と検証、及び積立金運用の基本方針の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(10) 国民年金基金連合会危機管理規程	8	0	8	0
	(11) 国民年金基金連合会情報セキュリティの管理に関する規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
(12) 国民年金基金連合会評議員会の招集日及び評議員会の議に付すべき事項	8	0	8	0	

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(13) 個人型年金規約策定委員会の招集日及び規約策定委員会の議に付すべき事項	8	0	8	0
	報告事項				
	(1) 国民年金基金事業概況等				
	(2) 個人型確定拠出年金事業概況				
	(3) 令和3年度資産運用状況等				
	(4) 訴訟の対応状況				
	(5) 令和4年度リスク管理推進計画				

② 評議員会の開催

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R3.4.7 (第87回)	議決事項 (1) 国民年金基金連合会理事及び監事の選任	12	0	12	0
R3.8.3 (第88回)	議決事項 (1) 令和2年度国民年金基金連合会業務報告書	12	0	12	0
	(2) 令和2年度国民年金基金連合会決算	12	0	12	0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
		人	人	人	人
	(3) 国民年金基金連合会個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程	12	0	12	0
	(4) 国民年金基金連合会謝金規程	12	0	12	0
	報告事項				
	(1) 国民年金基金事業概況				
	(2) 個人型確定拠出年金事業概況				
	(3) 令和3年度事業計画の訂正について				
	(4) 運用管理規程の一部を変更する規程				
	(5) オルタナティブ投資の実施方針の制定について				
	(6) 令和2年度資産運用結果				
	(7) 訴訟の対応状況について				
R4.3.10 (第89回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 令和4年度国民年金基金連合会事業計画	12	0	12	0
	(2) 令和4年度国民年金基金連合会予算	12	0	12	0
	(3) 国民年金基金連合会規約の一部を変更する規約	12	0	12	0
	(4) 国民年金基金連合会個人情報の保護に関する規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(5) 国民年金基金連合会特定個人情報取扱規程の一部を変更する規程	12	0	12	0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
		人	人	人	人
	(6) 国民年金基金連合会組織規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(7) 文書取扱規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(8) 基本ポートフォリオの検証と実践ポートフォリオの改善と検証、及び積立金運用の基本方針の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(9) 国民年金基金連合会危機管理規程	12	0	12	0
	(10) 国民年金基金連合会情報セキュリティの管理に関する規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	報告事項				
	(1) 国民年金基金事業概況等				
	(2) 個人型確定拠出年金事業概況				
	(3) 令和3年度資産運用状況等				
	(4) 訴訟の対応状況				

③ 個人型年金規約策定委員会の開催

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R3.8.5 (第53回)	議決事項 (1)令和2年度個人型確定拠出年金事業 報告書	人 8	人 1	人 8	人 0
	(2)令和2年度国民年金基金連合会決算 [確定拠出年金事業経理]	人 8	人 1	人 8	人 0
R3.12.8 (第54回)	報告事項 (1)個人型年金規約の一部変更に係る理 事長専決事項 (2)指定運用方法及び当該指定運用方法 を選定した理由	人 8	人 1	人 8	人 0
	議決事項 (1)個人型年金規約の一部を変更する規 約	人 8	人 1	人 8	人 0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R4.3.9 (第55回)	議決事項 (1)令和4年度個人型確定拠出年金事業 計画	人 8	人 1	人 8	人 0
	(2)令和4年度国民年金基金連合会予算 [確定拠出年金事業経理]	人 8	人 1	人 8	人 0
	(3)個人型年金規約の一部を変更する規 約	人 8	人 1	人 8	人 0
	報告事項 (1)個人型年金規約の一部変更に係る理 事長専決事項 (2)指定運用方法及び当該指定運用方法 を選定した理由				

④ 各種委員会等の開催

以下のとおり、委員会等を開催した。

ア 国民年金基金運営協議会

4回

・令和3年6月25日(第1回)

国民年金基金の加入推進の状況について、令和2年度運用実績等について

・令和3年10月12日(第2回)

国民年金基金の加入推進の状況について、共同事務処理システムの開発状況等について、令和3年度第2四半期の運用状況について

- ・令和3年12月21日（第3回）
国民年金基金の加入推進の状況について、共同事務処理システムの開発について、第2四半期までの運用状況報告等について、年金振込手数料の引上げについて
- ・令和4年3月15日（第4回）
国民年金基金の加入推進状況等について、第3四半期までの運用状況報告等について

イ 国民年金基金実務レベル会議

12回（加入推進、資産運用、共同事務処理システムその他国民年金基金事業に関する定期的な協議・調整及び情報共有・交換等）

(2) 予算の作成・適正執行

令和3年度予算は、予算実施計画を作成し、計画に則り適切に執行管理を行った。

なお、令和3年度予算については、令和3年3月29日に厚生労働大臣の認可を受けた。

また、令和4年度予算案を作成し、理事会、評議員会及び個人型年金規約策定委員会（以下「評議員会等」という。）の議決を経て、令和4年3月24日に厚生労働大臣の認可を受けた。

(3) 経理、決算業務

規程及び会計原則に準拠して適切に経理処理を行うとともに、金融機関の電子的決済方法（E B サービス）の効果的な活用や会計システムの改善を行うことにより、効率的な経理事務を行った。また、令和2年度決算業務として、財務諸表及び業務報告書を作成し、評議員会等の議決を経て、令和3年9月9日に厚生労働大臣の承認を受けた。

さらに、調達委員会を18回開催し、概算所要見込額が一定額を超え

る調達について、調達実施前に案件の審査を行い、契約方法及び調達内容の妥当性、適正性及び透明性の確保を図った。また、調達監視委員会については、設置に向けた検討を行った。

(4) 定員、職員給与及び人事関係

① 定員関係

欠員の補充、制度改正に関連する業務量増に対する人員確保等を目的として、職員募集を年間2回（第1回募集期間：令和3年4月～同年7月、第2回募集期間：令和3年12月～令和4年2月）実施した。

※事務組織及び定員現員表

（令和4年3月31日現在）

部 名	定 員	現 員	備 考
役 員	3	3	
総 務 部	7	8	
業 務 企 画 部	9	9	育児休業者1名を含む
資 産 運 用 部	10	9	
数 理 部	3	3	
確 定 拠 出 年 金 部	20	18	
審 議 役、リスク・システム管理室	5	6	
監 査 室	2	2	
合 計	59	58	

② 給与関係

人事評価制度の評価結果に基づき6月期及び12月期のボーナス、令和3年7月の職員の昇給について適正に行った。

③ 人事関係

一般公募で新たに3名を採用し、全国国民年金基金に出向を命じ

ていた2名の職員を連合会に復帰させた。また、自己都合により1名が退職した。

職員の昇任等に関する基礎資料となる人事評価制度については、業績評価を2回、能力評価を1回実施した。

(5) 人材育成

① 職員研修

新規採用者研修を実施するとともに、e-ラーニングを活用し、役員全員にハラスメント研修、情報セキュリティ研修及びリスク管理研修を受講させた。

また、外部講師を招き、管理職を対象としたワークショップ型のリスク管理研修を実施した。

② 資格取得助成等

職員が連合会業務に関する国家資格、公的資格等を取得するための費用を助成し、職員が自己啓発を図ることを支援・促進した。

(6) 規約・諸規程の整備・見直し

連合会規約、個人型年金規約及び諸規程について、制度改正等により一部変更が必要となったもの等について、見直し等を実施し、新規規程の制定、規約・規程の一部改正を適切に実施した。

(7) 働きやすい職場環境の確立等

新型コロナウイルス感染防止対策も踏まえ、テレワーク(在宅勤務)の実施やリモート会議の積極活用を図るとともに、衛生委員会の調査審議に基づく職場環境改善を実施した。また、健康に不安のある職員について産業医による面談を実施した。

(8) 業務継続計画(BCP)への対応

大規模な自然災害等による危機に迅速かつ的確に対応するため、必要な業務を継続的に実施するための業務継続計画の策定等に向け、危機管理規程の制定等を行った。

2 内部統制及びコンプライアンスの充実・強化

(1) リスク管理の強化

① リスク管理を有効に機能させるために、連合会全体のリスク管理を統括する「リスク・システム管理室」を新設し、3 Lines of Defense(3線防御体制)を構築する等内部統制の強化につながる体制整備を行った。

② リスク管理に関する取組を総合的に推進するために、「リスク管理推進計画」を策定し、リスクアセスメント、日報によるリスク情報の報告の開始、リスク管理のための各種ルールの整備等を行った。

③ システムリスク管理を機能させるため、システム開発の年間計画を立案し、それに基づく進捗管理ができる体制を整備した。また、システム改修等に関し、委託事業者(日立)との円滑な調整を図るため、双方の役員による責任者会議の開催や、管理職による月次での連絡調整会議を実施した。

(2) コンプライアンスの徹底

① 事務処理誤り等が発覚した際の第一報メールによる早期報告及び事務処理誤り等状況報告書の作成の徹底を図った。

② 上記報告書を受け、「リスク管理・コンプライアンス会議」を定例的に開催し、発生原因の分析を行うとともに、再発防止策の妥当性等について審議を行った。

(3) 情報セキュリティ、個人情報の保護管理の徹底

情報セキュリティ対策及び個人情報の保護管理の徹底として、以下の対応を行った。

- ① 政府統一基準群の改定に伴い、連合会ポリシーのうち「情報セキュリティの管理に関する規程」及び「情報セキュリティに関する対策基準」の改定を実施
- ② 情報セキュリティ委員会を4回開催
- ③ 全役職員を対象に、標的型メール攻撃訓練を複数回実施
- ④ 全役職員を対象に、情報セキュリティ研修を実施
- ⑤ CSIRT チームに対して情報セキュリティインシデント対応訓練を実施
- ⑥ 厚生労働省による、情報セキュリティインシデント対応に係る連携訓練を実施
- ⑦ 連合会内において自己点検を実施
- ⑧ ホームページのペネトレーションテストの実施
- ⑨ 令和2年度情報セキュリティ監査における指摘事項対応のフォローアップの実施

(4) 監査（保証）の実施

公認会計士による監査を全ての経理において実施した。

(5) 監査室による内部監査の実施

法令違反の未然防止及び事務処理誤り・情報漏洩などのリスク低減のため、各課に対して内部監査を実施した。

3 新型コロナウイルス感染対策

(1) 緊急事態宣言等への対応

連合会全体に係る新型コロナウイルス感染症対策については、政府

からの「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等を踏まえ実施してきたところであり、政府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の決定、東京都の感染防止対策の発表の都度、対応方針を定め役員に周知した。

(2) 行動手順の改定等

変異株の特性に応じて政府が示す対応策や産業医の助言に基づき、感染者等が発生した場合の行動手順等を図解した感染者発生等対応フローを随時改定し、全職員へメールで周知した。また、従来の基本的感染防止策に加え、昼食で外出する場合の単独行動の徹底、抗原検査キットの導入、会議室にアクリル板の配置等、更なる感染防止に努めた。

(3) 業務継続訓練等の実施

業務面では、優先的な業務について担当者が感染又は濃厚接触となり出勤困難になった場合でも業務を継続できるよう、代替者を選定し、対応できるための訓練を令和3年10月から12月にかけて実施した。また、感染力の強いオミクロン株への置き換わりを踏まえ、令和4年2月及び3月については、毎週、優先業務の進捗状況を連合会全体として把握・管理し、遅れが生じていないかチェックを徹底した。